

ヒロセ通商株式会社

登録番号：第一種金融商品取引業 近畿財務局長（金商）第41号

許可：商品先物取引業 農林水産省 経済産業省

加入協会：日本証券業協会

一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1562）

日本商品先物取引協会

ヒロセ通商株式会社

取引説明書(LION CFD（商品）個人のお客様用)

1. 店頭商品 CFD 取引（「LION CFD（商品）」）

「LION CFD（商品）」とは、インターネット環境で行う店頭商品 CFD 取引の名称です。店頭商品 CFD 取引とは、一定の資金を取引業者に預けることにより少額の資金で大きな取引を行うことができる取引をいい、その決済方法は、約定代金（想定元本）の受渡を伴わず、買った銘柄を転売もしくは売った銘柄を買戻すことで、売買の差額のみを決済する差金決済となっております。店頭商品 CFD 取引により生じる損益は、以下のとおりです。

(1) 売買差損益金

安（高）く買った銘柄を高（安）く転売または高（安）く売った銘柄を安（高）く買戻すという売買による差益（損）。

(2) 価格調整額

商品先物を原資産とする CFD 取引は、決済期限がなくお取引いただけるように、日々ロールオーバーを行い、自動的に決済日を翌営業日以降へ繰り延べます。当日の取引終了時における未決済ポジションに対して当社が定めた価格調整額がロールオーバーの際に発生します。価格調整額は、リクィディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。

(3) 金利調整額

先物ではない商品を原資産とする CFD 取引は、当日の取引終了時における未決済ポジションに対して当社がカバー取引を行う際に発生する金利として金利調整額（買建玉を保有している場合は支払い、売建玉を保有している場合は受取り）が発生します。金利調整額は、金利水準が各国の経済事情や政治情勢等様々な要因を反映するため変動します。そのため、売建玉を保有している場合でも、マイナス金利となる際は、当社への支払いとなります。金利はリクィディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。

2. 口座開設基準

店頭商品 CFD 取引は、リスクが高く、大きな損失を被る可能性があります。当社における店頭商品 CFD 取引口座を開設していただく基準は、以下のとおりです。

(1) インターネットがご利用できる環境をお持ちであること。

(2) 当社から電話ならびに電子メール等で常時連絡が取れること。

(3) 店頭商品 CFD 取引の「店頭商品 CFD 取引に係るご注意」・「店頭商品 CFD 取引に関する事前説明書(LION CFD（商品）のお客様用）」・「約款(LION CFD（商品）のお客様用）」・「取引説明書(LION CFD（商品）個人のお客様用）」・「リスク説明書(LION CFD（商品）個人のお客様用）」・「必要証拠金一覧表(LION CFD（商品）個人のお客様用）」・「信託保全説明書(LION CFD（商品）のお客様用）」（以下、「契約締結前交付書面」といいます。）の全てについて内容をご理解、ご承諾いただくこと。

(4) ご自身のメールアドレスをお持ちであること。

(5) システム及び回線の混雑や障害によって注文が遅延・不能になった場合、当社は一切の責任を負わないことにご同意いただけること。

(6) 店頭商品 CFD 取引にかかる契約締結前交付書面の電子交付にご同意いただけること。

(7) マネーロンダリング等の公序に違反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭商

品 CFD 取引を行わないこと。

- (8) 反社会的勢力ではないことまたは反社会的勢力との関係がないこと。
- (9) 日本国内に存する金融機関の口座を有していること。
- (10) 外国 PEPs（重要な公的地位を有する者）に該当しないこと。
- (11) FATCA に関する確認が行えること。
- (12) その他、当社が定める基準を満たしていること。

3. 口座開設までの流れ

- (1) 契約締結前交付書面をお読みください。
- (2) 新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。
店頭商品 CFD 取引では、口座開設時にお客様に投資可能資金額を申告いただく必要があります。投資可能資金額とは、店頭商品 CFD 取引により損失を被っても、老後の生活の備えとして蓄えた財産まで投資することになっていない等、お客様の生活に支障のない範囲で定める資金額であり、お客様が店頭商品 CFD 取引における損失として許容できる金額をいいます。
- (3) 当社まで本人確認書類および個人番号を確認できる書面を以下のいずれかの方法でお送りいただきます。
 - ア. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ホの方法によるもの
 - イ. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号トの方法によるもの
 - ウ. 専用フォーム
 - エ. 添付メール
 - オ. 郵送
 - カ. FAX
- (4) 当社における口座開設の諾否を審査の上、「LION CFD」口座専用のユーザーID、パスワードを郵送にてお知らせいたします。なお、上記 (3) ア. またはイ. の方法による場合、原則として、ユーザーID、パスワードをメールにてお知らせいたします。
- (5) 当社がお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。

※本人確認書類とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に定められた以下のようなものとなります。

①運転免許証（運転経歴証明書）②各種健康保険証（記号・番号・保険者番号・QR コードは判読できないように塗りつぶしてください。）③住民票の写し④印鑑登録証明書⑤在留カードまたは特別永住者証明書⑥パスポート（2020 年 2 月 4 日以降に申請されたものは所持人記入欄が存在しないためご利用できません。）⑦個人番号カード（表面）⑧年金手帳（基礎年金番号は判読できないように塗りつぶしてください。）等をいいます。住所・氏名・生年月日が確認でき、③④は発行から 6 ヶ月以内の原紙で、それ以外は有効期限内のコピーであることをご確認ください。

※個人番号を確認できる書面とは、通知カード（氏名および住所が住民票に記載された内容と同一である場合に限る。）、個人番号が記載された住民票、個人番号カード（裏面）をいいます。

4. 取引チャネル

お客様の注文は PC または携帯電話等のインターネット端末を介してのみ受付けいたします。「LION CFD」へは当社ホームページよりログインしていただけます。電子メールや FAX、電話での口頭による注文は原則として受付けておりません。

5. システム概要

LION CFD をご利用いただくにあたってのシステム概要については、当社ホームページをご確認ください。

6. 取引時間

【金スポット、銀スポット、WTI原油、天然ガス】

・米国東部標準時間採用時

日本時間 月曜日午前8時00分から翌午前7時00分まで（土曜日は午前6時30分まで）

・米国東部夏時間採用時

日本時間 月曜日午前7時00分から翌午前6時00分まで（土曜日は午前5時30分まで）

【ブレント原油】

・米国東部標準時間採用時

日本時間 月曜日午前10時00分から翌午前7時00分まで（土曜日は午前6時30分まで）

・米国東部夏時間採用時

日本時間 月曜日午前9時00分から翌午前6時00分まで（土曜日は午前5時30分まで）

ただし、日締め作業のため、日本時間午前6時59分頃（米国東部夏時間採用時は午前5時59分頃）に通信が切断されます。

7. 取引日及び決済日

(1) 取引日

土・日曜日及び特定日（全市場の休業日）を除いた全ての日に取引が可能です。

但し、国内外の商品取引所の休場等により銘柄によって取引日・取引時間が制限される場合があります。詳しくはホームページ上でお知らせいたします。

(2) 決済日

決済日は、取引当日となります。

8. ロールオーバー

ロールオーバーとは、自動的にお客様の未決済ポジションの決済日を翌営業日以降に繰り延べることをいいます。

9. 価格調整額

商品先物を原資産とする CFD 取引は、決済期限がなくお取引いただけるように、日々ロールオーバーを行い、自動的に決済日を翌営業日以降へ繰り延べます。当日の取引終了時における未決済ポジションに対して当社が定めた価格調整額がロールオーバーの際に発生します。価格調整額は、リクイディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。

10. 金利調整額

先物ではない商品を原資産とする CFD 取引は、当日の取引終了時における未決済ポジションに対して当社がカバー取引を行う際に発生する金利として金利調整額（買建玉を保有している場合は支払い、売建玉を保有している場合は受取り）が発生します。金利調整額は、金利水準が各国の経済事情や政治情勢等様々な要因を反映するため変動します。そのため、売建玉を保有している場合でも、マイナス金利となる際は、当社への支払いとなります。金利はリクイディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。

11. 銘柄の種類

当社で取扱う銘柄は、ホームページをご確認ください。それぞれの銘柄の売り付け、買い付けができます。なお、預託証拠金等は日本円のみでの預託となり、全ての銘柄において、評価損益は円換算いたします。

12. 1Lot あたりの取引数量

1Lot あたりの取引数量は銘柄毎に異なります。詳細はホームページをご確認ください。

13. 1回あたりの最大注文可能数量

1回あたりの最大注文可能数量は、銘柄毎に異なります。詳細はホームページをご確認ください。なお、商品市場の状況等により、予告なく変更する場合があります。

14. 銘柄別の保有上限数量

銘柄別の保有上限数量は、銘柄毎に異なります。詳細はホームページをご確認ください。

15. 1口座あたりのポジション上限数量

1口座あたりのポジション上限数量は、銘柄、1回の取引数量にかかわらず、300件のポジションとなります。

16. 提示レート

(1) 提示レートとは、取引画面上に表示されている **ASK** レートと **BID** レートのことをいい、お客様は **ASK** レートで買い付け、**BID** レートで売り付けることができます（このような買い付け価格と売り付け価格の差のことを「スプレッド」といいます。）。当社の提示レートは、カバー先からの配信レートに基づき、当社の表示する銘柄毎のスプレッドや流動性等を考慮して生成したものととなります。

ただし、すべてのカバー先からの配信レートは膨大な個数となるため、すべての配信レートに対して提示レートを生成することは困難であることから、当社では、銘柄毎に異なる一定間隔でカバー先からの配信レートを用い、提示レートを生成しております。また、お客様の取引画面上に表示されるレートは、銘柄等によって、更新間隔が異なり、さらに取引ツールによって、提示レートが自動更新ではないもの、更新間隔を選択できるもの等がありますので、当社で生成したすべての提示レートではありません。また、通常時において自動更新であったものが通信状況等の理由によっては、更新されない場合もあり、お客様の取引画面上に表示されている提示レートが、当社サーバにおける最新レートとは異なる場合があります。そのため、お客様の画面への提示レートと約定レートに差が発生することがあります（このように提示価格と約定価格に差が発生することを「スリッページ」といいます。）なお、LION CFD のシステム上の呼び値の単位は、ホームページに掲載の必要証拠金一覧表の呼び値の最小変動単位を **1pip** として表示しております。

また、商品市場が開いている時間帯以外の流動性が乏しい状況下では提示レートが生成されないことがあり、提示レートが生成されない間は成行注文およびストリーミング注文、指値注文、逆指値注文、ロスカットを含む全ての注文が執行されません。そのため、提示レートの配信停止中（当該国市場の閉鎖中）の相場変動によっては、別途提示しています「リスク説明書」に記載の「流動性のリスク」、「取引時間外のリスク」と同様のリスクが発生する場合があります。

(2) 相場急変時に、当社が接続している全てのカバー先から有効な配信レートを受信できない場合は、提示レート生成の基となるカバー先からのレートがなくお客様への提示レートの生成ができなくなるため、提示レートの配信を停止いたします。また、カバー先から配信レートを受信できている場合でも、商品市場の実勢を反映した適正なレートを受信できていないと当社が判断した場合は、お客様への提示レートの配信を停止することがあります。

また、提示レートの配信が停止している間は、成行注文およびストリーミング注文、指値注文、逆指値注文、ロスカットを含む全ての注文が執行されません。そのため、提示レートの配信停止後の相場変動によっては、レート配信停止前とレート配信再開後の提示レートに大幅な差が生じる場合があります。さらにその場合において、逆指値注文、ロスカットの判定および執行は提示レート再開後のレートを基に執行されるため、お客様が指定していたレートと大きく異なるレートで執行される場合があり、お客様の損失が予定損失額を大きく上回る可能性、また預託された資金の元本を大きく上回る損失が発生する可能性があります。

(3) 相場急変時に、前項による提示レートの配信停止後、1以上のカバー先から有効な配信レートを受信できかつそれらのカバー先から受信したレートが金融市場の実勢を反映した適正なレートであると当社が判断した場合は、お客様への提示レートの配信を再開します。

ただし、提示レート配信再開後においても、カバー先から受信しているレートが商品市場の実勢を反映したレートではなく適正な提示レートが生成できないと当社が判断した場合は、お客様への提示レート配信の停止を行

う場合があります。

17. 約定レート

約定レートとは、注文が執行され、約定したレートのことをいい、19. に定める注文の種類によって、注文の執行時点が異なるため、約定レートの取扱いも異なります。

※大口の成行注文、逆指値注文は、取引画面上に提示されているレートより広いスプレッド（不利なレート）で約定する場合があります。これは、成行注文および逆指値注文が約定を優先する注文であることおよびカバー先がその時々流動性や商品市場の状態によって取引数量に制限を設ける場合があることに起因するものです。

例えば、最良のレートを提示しているカバー先が取引数量の制限をしている状況で、大口の成行注文または逆指値注文を発注した場合、制限を超える大口注文は、受け入れてもらえず、約定させることができません。成行注文および逆指値注文は、約定を優先する注文であるため、他のカバー先のうち、大口注文を受け入れられるカバー先のレートで約定させることになり、結果として、取引画面上に提示されているレートより広いスプレッド（不利なレート）での約定となるというものです。

18. 現在レート

現在レートとは、各時点における最新レートのことをいいます。

19. 注文の種類

注文の種類は、以下の4種類となります。なお、レート等を指定する場合については、21. 指値・逆指値指定不可の範囲をご確認ください。また、注文の失効については、22. 注文の失効をご確認ください。

(1) 成行注文

レートや時間にかかわらず、約定を優先させたい場合に使用する注文です。銘柄、数量、売買の別、両建ありなしの別を指定して発注します。発注後、当社が注文を受付けた順に執行し、現在レートで約定します。約定レートは、相場環境や発注時点から注文が執行されるまでの時間差等により、発注時点の提示レートと比較して、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。なお、流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあります。詳細については、17. 約定レートをご確認ください。

(2) 指値注文

指定したレートで約定させたい場合に使用する注文です。新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、銘柄、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定レートとのレート差、決済対象の約定レートから算出した予想損益のうちいずれか1つ、数量、期限を指定して発注します。発注後、指定したレートが提示された時点で執行し、指定したレートで約定します。同一レートを指定した指値注文が複数ある場合、注文日時の早い順で約定処理を行います。約定レートは、指定したレートとなり、有利なほうにも不利なほうにもスリッページしません。ただし、月曜日の始値（取引開始時の提示レート）が指定したレートに達している場合、約定レートは始値となり、有利なほうにスリッページします。

(3) ストリーミング注文

ストリーミング注文は、提示レートで発注し提示レートまたはそれより有利なレートで約定させたい場合に使用する注文で、許容スリップ、銘柄、数量、両建ありなしの別を指定した上で「売注文（**BID** レート）」または「買注文（**ASK** レート）」をクリックして発注します。発注された注文は、当社が注文を受付けた順に執行され、注文執行時の現在レートが発注レートと同じもしくは発注レートよりも有利なレートの場合は現在レートで約定し、注文執行時の現在レートが発注レートよりも不利なレートの場合は約定せずに不成立となります。ただし、発注時に許容スリップ（発注時の提示レートを基準として許容できる一定の範囲のことをいい、最小単位は1で各銘柄の最小変動単位となります）を指定することで、許容スリップの範囲内で注文執行時の現在レートが発注レ

トよりも不利なほうに変動した場合でも約定させることができます。そのため、許容スリップを 0 に設定した場合は不利なほうにはスリッページしませんが、許容スリップを設定した場合は許容スリップの設定値の範囲内で不利なほうにスリッページする可能性があります。なお、有利なほうへのスリッページは、許容スリップの設定値にかかわらず、現在レートが発注レートよりも有利な場合、現在レートで約定します（有利なほうには許容スリップの設定値を超えてスリッページします）。

(4) 逆指値注文

指定したレート以上になったら成行注文で買いたい、または指定したレート以下になったら成行注文で売りたい場合に使用する注文です。新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、銘柄、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定レートとのレート差、決済対象の約定レートから算出した予想損益のうちのいずれか 1 つ、数量、期限を指定して発注します。発注後、指定したレートが提示された時点で逆指値注文が成行注文として執行され、現在レートで約定します。同一レートを指定した逆指値注文が複数ある場合、注文日時の早い順で約定処理を行います。約定レートは、現在レートと比較して、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。詳細については、17. 約定レートもご参照ください。

20. 注文方法

19. 注文の種類組み合わせによる注文方法は、以下のとおりです。なお、レート等を指定する場合については、21. 指値・逆指値指定不可の範囲をご確認ください。注文の失効については、22. 注文の失効をご確認ください。

(1) トレール注文

トレール注文は、逆指値注文のひとつで、現在レートの動きに伴い、逆指値注文の指定レートがトレール幅に応じて変動する注文方法です。新規注文の場合、提示レートを基準としたトレール幅、銘柄、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、トレール幅、数量、期限を指定して発注します。売りの場合、発注後の高値から指定したトレール幅の数値分下がった時点で逆指値注文が執行され、現在レートで約定します。買いの場合、発注後の安値から指定したトレール幅の数値分上がった時点で逆指値注文が執行され、現在レートで約定します。注文の執行等の詳細については、19. 注文の種類 (4) 逆指値注文をご参照ください。

(2) IF-DONE (イフダン) 注文

新規注文とそれに対する決済注文を同時に出したい場合に使用する注文方法です。新規 (IF) は、成行注文、指値注文、逆指値注文、トレール注文から選ぶことができます。決済 (DONE) は、指値注文、逆指値注文、トレール注文、決済 pip 差注文から選ぶことができます。新規注文が約定した時点で、決済注文が有効となります。また、新規注文が失効した場合および新規注文を取り消した場合、決済注文 (DONE) は失効します。注文の執行等の詳細については、19. 注文の種類 (1) 成行注文、(2) 指値注文、(4) 逆指値注文、上記 (1) トレール注文、(5) 決済 pip 差注文をご参照ください。

(3) OCO (オーシーオー) 注文

2 つの異なる注文を同時に発注し、一方の注文が約定した時点で、他方の注文は自動的に失効させたい場合に使用する注文方法です。新規注文の場合、「買いの指値注文と売りの指値注文」、「買いの逆指値注文 (トレール注文を含む) と売りの逆指値注文 (トレール注文を含む)」、「買いの指値注文と買いの逆指値注文 (トレール注文を含む)」、「売りの指値注文と売りの逆指値注文 (トレール注文を含む)」の組み合わせから選ぶことができます。決済注文の場合、「買いの指値注文と買いの逆指値注文 (トレール注文を含む)」「売りの指値注文と売りの逆指値注文 (トレール注文を含む)」から選ぶことができます。注文の執行等の詳細については、19. 注文の種類 (2) 指値注文、(4) 逆指値注文、上記 (1) トレール注文をご参照ください。

(4) IF-OCO (イフオーシーオー) 注文

IF-DONE 注文と OCO 注文を組み合わせた注文で、1つの新規注文とそれに対応する2つの決済注文を出しておきたい場合に使用する注文方法です。新規(IF)は、成行注文、指値注文、逆指値注文、トレール注文から選ぶことができます。決済(OCO)の一方は指値注文、他方は逆指値注文、トレール注文、決済 pip 差注文から選ぶことができます。また、新規注文が失効した場合および新規注文を取り消した場合、決済注文(OCO)は失効します。注文の執行等については、19. 注文の種類 (1) 成行注文、(2) 指値注文、(4) 逆指値注文、上記(1)トレール注文、(5) 決済 pip 差注文をご参照ください。

(5) 決済 pip 差注文

新規注文の約定レートを基準として指定した数値(pip 差)分離れたレートが決済の指値注文または逆指値注文の指定レートとなる決済注文を新規注文と同時に発注したい場合に使用する注文方法です。成行注文、指値注文、ストリーミング注文、逆指値注文、トレール注文、ワンクリック注文の新規注文と同時に pip 差を指定して発注することができます。注文の執行等の詳細については、19. 注文の種類、上記(1)トレール注文、(6)ワンクリック注文をご参照ください。

(6) ワンクリック注文

ワンクリック注文

あらかじめ数量、両建ありなしの別を設定した上で、レート一覧やレートパネルの BID レートまたは ASK レートをクリックし、確認画面なしで成行注文を発注する注文方法です。初期設定では、確認画面が表示される通常注文となっておりますので、設定を変更する必要があります。BID レートまたは ASK レートをクリックした時点で発注となり、確認画面は表示されませんので、誤発注にご注意ください。注文の執行等の詳細については、19. 注文の種類 (1) 成行注文をご参照ください。

(7) クイック注文

クイック注文画面の「売注文(BID レート)」または「買注文(ASK レート)」をクリックし、確認画面なしでストリーミング注文を発注する注文方法です。許容スリップ、銘柄、数量、両建ありなしの別を指定して発注します。確認画面は表示されないため、誤発注にご注意ください。注文の執行等の詳細については、19. 注文の種類 (3) ストリーミング注文をご参照ください。

【全決済注文】

銘柄を選び、「全決済注文」をクリックして、同一の銘柄の全ポジションに対する決済の成行注文を発注する注文方法です。初期設定では、発注前の確認画面は表示される設定となっております。確認画面を表示させて、「全決済」を利用する場合、設定の変更は不要です。確認画面を表示させず、「全決済」を利用する場合、確認画面を表示させない設定に変更する必要があります。確認画面を表示させない場合、「全決済」をクリックした時点で発注となりますので、誤発注にご注意ください。なお、流動性等により、全部または一部のポジションが約定しないこともあります。注文の執行等の詳細については、19. 注文の種類 (1) 成行注文をご参照ください。

【売全決済注文／買全決済注文】

「売全決済」または「買全決済」をクリックして、売りまたは買いの全ポジションに対する決済の成行注文またはストリーミング注文を発注する注文方法です。初期設定では、成行注文となっており、発注前の確認画面は表示される設定となっております。確認画面を表示させて、「売全決済」または「買全決済」を利用する場合、設定の変更は不要です。確認画面を表示させず、「売全決済」または「買全決済」を利用する場合、確認画面を表示させない設定に変更する必要があります。確認画面を表示させない場合、「売全決済」または「買全決済」をクリックした時点で発注となりますので、誤発注にご注意ください。なお、流動性等により、全部または一部のポジションが約定しないこともあります。注文の執行等の詳細については、19. 注文の種類 (1) 成行注文、(3) ストリーミング注文をご参照ください。

(8) 全決済注文

全決済注文画面から発注する注文方法です。全ポジションに対する決済の成行注文を発注します。初期設定では、発注前の確認画面は表示される設定となっております。確認画面を表示させて、「全決済注文」を利用する場合、設定の変更は不要です。確認画面を表示させず、「全決済注文」を利用する場合、確認画面を表示させない設定に変更する必要があります。確認画面を表示させない場合、全決済注文画面の「注文」をクリックした時点で発注となりますので、誤発注にご注意ください。なお、流動性等によっては、全部または一部のポジションが約定しないこともあります。注文の執行等の詳細については、19. 注文の種類 (1) 成行注文をご参照ください。

(9) 一括売決済注文および一括買決済注文

ポジション集計から発注する注文方法です。ポジション集計の決済したい銘柄を選び、一括売決済注文または一括買決済注文をクリックします。表示された同一銘柄の全売ポジションまたは全買ポジションのうち、決済したいポジションを確認して、決済したい数量を入力し、成行注文、指値注文、ストリーミング注文、逆指値注文、トレール注文、OCO（オーシーオー）注文から選び発注します。また、一括決済注文を行うと、対象ポジションに対する発注中の決済注文はすべて取消しされますのでご注意ください。なお、流動性等によっては、全部または一部のポジションが約定しないこともあります。注文の執行等の詳細については、19. 注文の種類および上記 (3) をご参照ください。

21. 指値・逆指値指定不可の範囲

レート、レート差、pip 差、トレール幅、トリガー価格を指定するにあたっては、ホームページに掲載の必要証拠金一覧表をご確認ください。

(1) レートの指定

- ・売りの指値注文および買いの逆指値注文の場合、提示レートから「指値・逆指値指定不可の範囲」の数値以上離れた高いレートを指定してください。
- ・買いの指値注文および売りの逆指値注文の場合、提示レートから「指値・逆指値指定不可の範囲」の数値以上離れた低いレートを指定してください。

(2) レート差、pip 差、トレール幅の指定

「指値・逆指値指定不可の範囲」の数値以上の値を指定してください。なお、1pip=取引銘柄の最小変動単位となります。

22. 注文の失効

注文中および待機中の注文（レートを指定する注文や執行日時を指定する注文等）が失効する条件は、25. 注文期限の到来した場合およびロスカットが執行された場合となります。また、ポジションに対する注文中の決済注文は、当該保有ポジションが別の注文またはロスカットにより、決済となった場合、失効します。

23. ポジションロック機能

ポジションロックとは、保有ポジションについて意図しない決済を防止する機能のことをいいます。ポジションロックを有効とした場合、次の場合を除き、当該ポジションは決済されません。

- ・ロスカット
- ・当該ポジションを指定して、成行またはストリーミング以外の決済注文を発注し、指定したレートや時間に到達した場合

なお、ポジションロックを有効としたポジションのみを保有し、両建なしの設定で当該ポジションの反対方向の注文を発注した場合、決済とはならず、両建となります。決済したい場合、ポジションロックを無効とし、両建なしの設定となっていることを確認の上、決済注文を発注してください。

24. 決済順序

ポジションを指定しないで決済注文を発注する場合の順序は、次の4種類から選ぶことができます。

③および④について、複数のポジションで評価損益が同じ場合には、約定日時の古い順で決済されます。⑤および⑥についても複数のポジションで pip 損益が同じ場合には、約定日時の古い順で決済されます。

- ① 約定日時の古い順 (FIFO)
- ② 約定日時の新しい順 (LIFO)
- ③ 評価損益 (取引数量を乗算したポジション損益に未実現の価格調整額・金利調整額を加減算したもの) の少ない順 (損失の大きい順)
- ④ 評価損益 (取引数量を乗算したポジション損益に未実現の価格調整額・金利調整額を加減算したもの) の多い順 (損失の小さい順)
- ⑤ pip 損益 (取引数量を乗算する前の損益で未実現の価格調整額・金利調整額は含まない) の少ない順 (損失の大きい順)
- ⑥ pip 損益 (取引数量を乗算する前の損益で未実現の価格調整額・金利調整額は含まない) の多い順 (損失の小さい順)

さらに指定決済注文が入っているポジションの順序を後回しにすることもできます。ただし、発注後、決済順序の変更および指定決済注文が入っているポジションの順序の後回しを解除することができないため、変更または解除する場合は、発注を一旦取り消して、改めて発注してください。初期設定は約定日時の古い順 (FIFO) での決済となります。また、あらかじめポジションを指定して決済注文を発注することもできます。なお、後回しを選択している場合であっても、ロスカット等の決済を回避するものではありません。

25. 注文期限

注文の期限は、GTC (無期限)、当日中、100 日以内の指定した期日までのいずれかを設定することができ、お客様が取消または変更されない限り、設定した期限が有効となります。

26. 注文の取消・変更

お客様の注文が未約定の場合、取消・変更を行うことができます。なお、変更を行う場合、変更しようとする注文の取消を行った後、新たに注文をしてください。ただし、指定したレートまたは数量の変更の場合、注文を取消さずに変更することが可能です。

27. 両建

両建とは、売りポジション (買いポジション) を保有している状態で、同じ銘柄の買いポジション (売りポジション) を保有することをいいます。両建のデメリットとして、各ポジションに発生する金利の差によるコスト、売りレートと買いレートの差 (スプレッド) によるコスト等があります。当社では、お客様が負担されるコストをリスクであると考え、両建を推奨いたしておりません。ただし、「LION CFD」では、お客様ご自身の判断において設定を変更することで、両建を選択することもできる仕様としております。したがって、両建なしの設定または初期設定のままで未決済ポジションの反対売買をされた場合、新規注文のつもりであっても、未決済ポジションの決済が優先され、24. 決済順序を設定していない場合、約定日時の古い順 (FIFO) に決済され、24. 決済順序を設定している場合、設定した順序で決済されます。

28. 取引手数料

取引手数料は無料です。なお、取引手数料は、予告なく変更する場合があります。

29. 完全前受制度

当社がお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。

30. 証拠金・損益

LION CFD における各証拠金及び損益については、以下のように定義します。

- (1) 「預託証拠金」とは、お客様の入出金額に売買差損益金および価格調整額・金利調整額を加減算したものをいいます。
- (2) 「有効証拠金」とは、預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。
- (3) 「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な金額をいいます。
- (4) 「発注証拠金」とは、未約定注文で約定後に必要証拠金に相当する金額をいいます。
- (5) 「評価損益」とは、ポジション損益に未実現の価格調整額・金利調整額を加減算したものをいいます。
- (6) 「ポジション損益」とは、未決済ポジションの時価評価額をいいます。

31. 預託証拠金等の入金

当社への入金は、当社の指定口座へお客様名義の振込みによるものといたします。当社営業店舗等でのご入金は、原則として受付けておりません。また、当社への振込み手数料は、お客様負担といたします。なお、クイック入金以外の方法でのご入金の場合、お名前とユーザーIDを必ずご記入ください。お名前、ユーザーIDの記載が無い場合、口座に反映いたしません。それによりお客様がロスカット等の不利益を被った場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。

32. 預託証拠金等の出金

すべての取引に関する当社とお客様との金銭の受払いについては、すべて預託証拠金勘定において処理します。お客様の取引口座の有効証拠金が必要証拠金を超えている場合、お客様は預託証拠金の範囲内で超過分の全部または一部の返還を受けることができます。当社は、お客様から請求があった日から起算して原則 4 営業日以内に、登録されている金融機関へ振込みいたします。なお、銀行法第 15 条第 1 項に規定された休日については手続きを行わないものとします。また、通信等の諸事情により遅延する場合があります。ただし、請求のあった口座において、約款第 34 条（解約）(4)～(12) および第 35 条（サービス利用の制限）(1)～(6) に該当すると当社が判断した場合はこの限りではありません。

33. 有効証拠金

有効証拠金とは、預託証拠金に未決済ポジションにより生じる評価損益を加減算したもので、ポジションを保有していない場合、預託証拠金と有効証拠金は同じ金額となります。

34. 必要証拠金

1Lot あたりの必要証拠金は、前々営業日の取引終了時のレートを参考にした基準値を基に算出します。基準値から 1Lot あたりの想定元本（基準値×1.2×1Lot あたりの取引単位×円換算レート）を算出し、原則、商品 CFD の場合 5% を乗じた金額（100 円未満切り上げ。従ってレバレッジは最大 20 倍となります。）を取引日当日に適用する変動制とします。但し、銘柄によりこの比率は異なります。なお、必要証拠金は、予告なく変更する場合があります。

* 「1.2」は必要証拠金を算出するにあたり、当社の商品 CFD の想定元本を計算するための固定のファクターです。

詳細はホームページをご確認ください。

35. ポジション損益

ポジション損益とは、未決済ポジションの時価評価額のことをいいます。買いポジションの場合、売りサイドの BID レート、売りポジションの場合、買いサイドの ASK レートを用いて計算します。

36. 新規注文余力

新規注文余力は有効証拠金から必要証拠金及び出金依頼額を差し引いた金額です。新規注文余力の限度額までポジションを保有された場合や出金をされた場合は、有効証拠金が必要証拠金を下回り、ロスカットとなります。なお、すでに同一銘柄のポジションを保有している状態で両建となる注文を発注する場合の必要証拠金は、発注する注文を加味した売りポジションと買いポジションの数量の多い方の額となるため、発注する注文が、数量の少ない方に属する場合は、必要証拠金は不要となりますが、多い方に属する場合、多い方と少ない方の数量差分の必要証拠金が必要となります。ただし、OCO 注文で買いと売りを発注する場合、発注する数量分の必要証拠金が必要となります。

37. 外貨による預託証拠金等の取扱い

「LION CFD」は外貨による預託証拠金等の預託を受付けいたしません。日本円のみを受付けとなります。

38. ロスカット

ロスカットとは、有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、損失の拡大を防ぐために、当社所定の方法により、お客様の計算において強制的にお客様のポジションの全部を反対売買により決済することができるルールをいいます。有効証拠金が必要証拠金を下回っているかどうかの計算は、数秒（1～10 秒程度）ごとに行います。決済順序は、原則として、約定日時の古い順（FIFO）となりますが、市場の状況によっては、決済約定の順序が前後することがあります。また、ロスカットが執行された時点でレート配信がない銘柄については、レート配信が再開した時点の市場レートで成行決済となります。なお、ロスカットによってお客様の取引口座に不足金が発生した場合、お客様は不足金発生日の 2 営業日後の 15 時までには当該不足金額を当社指定口座に差入れていただく必要があります。有効証拠金の全額を必要証拠金として使われた場合、システム的设计上、ロスカットのアナウンスは表示されず、注文が約定し、直後にロスカットとなります。なお、マージンコールはありません。

39. バッドティック（異常値）での約定の取扱い

バッドティックとは、何らかの原因により実際の市場レートから乖離したレートが提示されることをいいます。当社のお客様への提示レートは 17. 記載のとおり生成しておりますが、カバー先のレート誤配信等が原因で、市場レートとかい離れた誤ったレートが提示レート（以下、市場レートとかい離れた異常な提示レートを「バッドティックレート」といいます。）として生成されたことによりお客様の注文がバッドティックレートで約定し、本来は発生する必要のない利益または損失が発生することがあります。このようなバッドティックレートでの約定については、約定を取消するか本来約定すべきであったレートに約定レートを訂正させていただきます。約定の取消または約定レートの訂正を行った結果、本来得られるはずではなかった利益が発生していた場合は利益の返還をしていただくことになり、本来発生するはずではなかった損失が発生していた場合は損失を返還させていただきますこととなります。

なお、お客様への提示レートがバッドティックレートであったかどうかは当社の判断において決定し、バッドティックレートであったと判断した場合は、該当するお客様に対し電話、電子メール等で速やかに連絡いたします。

40. リスク管理のためのカバー取引方法

当社では、お客様の取引をカバー先に直接カバーを実行する方法と、直接カバーされずお客様との間の相対取引により発生するポジションの保有リスクを回避するためのカバー取引を行っています。前者の方法ではお客様の発注された注文をシステムにより自動かつ即座にカバー取引を実行します。後者の方法では、カバー取引は、お客様との取引により生じたポジションを銘柄ごとにリアルタイムでマリー（相殺）し、マリー後のネットポジションが一定数量以上に達した場合に、システムにより自動かつ即座に実行されます。

41. 不足金

ポジションの決済による決済損失が有効証拠金を上回り、不足金が発生した場合、お客様は 2 営業日後の 15 時までにご入金していただく必要があります。お客様から履行期までに当該不足金のご入金がない場合、当社は、履

行期の翌日より履行の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受ける場合があります。

42. 決済期限

決済の期限は、原則として無期限となっており、お客様がポジションを決済しない限り、日々ロールオーバーされ、自動的に決済日が翌営業日以降に繰り延べられます。

43. 税金

個人のお客様が行った店頭商品 CFD 取引で発生した益金（売買差損益金および各調整額による損益）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。当社は、法令に基づきお客様に店頭商品 CFD 取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

44. 店頭商品 CFD 取引のリスク

店頭商品 CFD 取引は高いリスクを伴う取引です。契約締結前交付書面をお読みにになり、リスクをご理解の上、自己責任において取引を行ってください。

45. 取引説明書

本取引説明書は、予告なく変更する場合があります。

店頭商品 CFD 取引に関する主要な用語

・ASK（アスク）

商品先物取引業者がレートを示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はそのレートで買い付けることができます。

・売りポジション（うりポジション）

売付取引のうち、決済していないものをいいます。売建玉とも言います。

・買いポジション（かいポジション）

買付取引のうち、決済していないものをいいます。買建玉とも言います。

・買戻し（かいもどし）

売りポジションを決済する（売りポジションを減じる）ために行う買付取引をいいます。

・価格調整額（かかくちょうせいがく）

商品先物を原資産とする CFD 取引を決済期限がなくお取引いただけるよう、日々ロールオーバーを行い、自動的に決済日を翌営業日以降に繰り延べます。当日の取引終了時における未決済ポジションに対して当社がロールオーバーの際に調整する価額のこと。価格調整額は、リクイディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。

・カバー取引（カバーとりひき）

商品先物取引業者がお客様を相手方として行う店頭商品 CFD 取引の CFD レートの変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭商品 CFD 取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ、店頭商品デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う取引をいいます。

- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）
店頭 CFD 取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- ・金利調整額（きんりちょうせいがく）
先物ではない商品などを原資産とする CFD 取引において、取引時間終了時点で建玉を保有していた場合に発生する調整額のこと。金利はリクイディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。
- ・原資産（げんしさん）
デリバティブ取引の取引対象となる資産のこと。
- ・原資産市場（げんしさんしじょう）
原資産が取引されている取引所市場。
- ・裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）
訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- ・差金決済（さきんけっさい）
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- ・指値注文（さしねちゅうもん）
レートを指定する注文方法をいいます。指値は指定のレートに達した時点で、指定したレートで約定します。（指値注文は有利なほうにも不利なほうにもスリッページしません。）
- ・商品先物取引業者（しょうひんさきものとりひきぎょうしゃ）
店頭商品 CFD 取引を含む商品先物取引を取り扱う業務について、商品先物取引法による許可を受けた者をいいます。
- ・ストップロス
CFD レートが、未決済ポジションに対して不利なほうへ変動した場合、損失を一定レベルに抑える注文のことをいいます。また、「損切り」ともいい、決済の逆指値注文と同じです。
- ・スプレッド
提示レートの売値（BID）と買値（ASK）の差のこと。
- ・スリッページ
発注時に表示されている現在レートまたは指定したレートと実際に約定したレートの差のことをいいます。
- ・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）
金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。
- ・転売（てんばい）
買いポジションを決済する（買いポジションを減じる）ために行う売付取引をいいます。
- ・成行注文（なりゆきちゅうもん）
レートを指定しない注文方法をいいます。流動性が低くなっている場合、数量により約定しないこともあります。
- ・発注証拠金（はっちゅうしょうきん）
未約定注文の必要証拠金に相当する金額をいいます。
- ・BID（ビッド）
商品先物取引業者がレートを示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はそのレートで売り付けることができます。
- ・必要証拠金（ひつようしょうきん）

ポジションを維持するために必要な金額をいいます。

- 評価損益（ひょうかさんえき）
ポジション損益に未実現の各調整額を加減算したものをいいます。
- ヘッジ取引（ヘッジとりひき）
現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。
- ポジション損益（ポジションさんえき）
未決済ポジションの時価評価額をいいます。
- 有効証拠金（ゆうこうしょうこきん）
預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。
- 預託証拠金（よたくしょうこきん）
お客様の入出金額に決済損益を加減算したものをいいます。
- 両建（りょうだて）
同じ銘柄の売りポジションと買いポジションを持つことをいいます。
- ロスカット
お客様の評価損益が所定の水準を下回った場合、リスク管理のため、お客様のポジションを反対売買することにより、強制的に決済することをいいます。
- ロールオーバー
自動的にお客様の未決済ポジションの決済日を翌営業日以降に繰り延べることをいいます。

2024年6月3日現在